

石川県公報

平成 23 年 12 月 6 日
第 1 2 4 4 8 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
青少年に有害な図書等の指定 (少子化対策監室)	1	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	2
土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定 (環境政策課)	1	特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	3

告 示

石川県告示第547号

いしかわ子ども総合条例 (平成19年石川県条例第18号) 第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成23年12月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2012年1月号 (04333-01)	(株)ダブリュエスコーポレーション
"	NaiNaiプレス北陸 2012年1月号 (06805-01)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	F u - D 2012年1月号 (86665-01)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成23年11月28日

石川県告示第548号

土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) として、次のとおり指定する。

平成23年12月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 形質変更時要届出区域

羽咋郡志賀町赤住ヲ2番40の一部 (別図のとおり)

2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第

1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

別図



凡 例	
	敷地範囲
	指定区域
起点	
起点は、石川県羽咋郡志賀町赤住ヲ1番1の最北端とする。	
格子の回転角 84度	
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右に回転させた角度を示す。	

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年12月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成23年11月24日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 金沢観光創造会議
- 3 代表者の氏名
前澤 紀夫
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市安江町3番12号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、金沢市民及び金沢を訪れる観光客に対し、伝統文化、歴史的資産及び産業の観光への活用に関する事業を行い、金沢市を核とした中心市街地の賑わいのあるまちづくりの推進や経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成23年12月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成23年11月29日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 能美市作業所連合

3 代表者の氏名

山内 孝志

4 主たる事務所の所在地

能美市福岡町イ268番地

5 定款に記載された目的

この法人は、一般就労などの社会参加をすることが困難な障害者に対して、地域社会の中で、心身障害の特性に応じた訓練や作業、余暇活動、ボランティア活動などに関する事業を行い、心身障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

